

# 令和5年度第1回東京都入札監視委員会

- 日時：令和5年11月15日（水） 14時00分から15時00分まで
- 会場：東京都庁第一本庁舎南側35階 第二入札室

## ○ 次 第

1 開会

2 出席者の確認

3 資料の説明

4 議事進行の説明

5 議題

<公開>

(1) 令和5年度東京都入札監視委員会第1回制度部会結果（公開審議案件）について

(2) 令和5年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果（定例審議案件）について

(3) 令和5年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果（定例審議案件）について

<非公開>

(4) 令和5年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果（談合情報処理審査案件）について

6 閉会

# 令和5年度 第1回東京都入札監視委員会 資料一覧

1 出席者の確認 令和5年度第1回東京都入札監視委員会出席者	(資料1)
2 議題	
(1) 令和5年度東京都入札監視委員会第1回制度部会結果 (公開審議案件) について ・結果	(議案1)  (審議概要)
(2) 令和5年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果 (定例審議案件) について ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案2)  (別紙2-1) (審議概要)
(3) 令和5年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果 (定例審議案件) について ・定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について ・結果	(議案3)  (別紙3-1) (審議概要)
(4) 令和5年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果 (談合情報処理審査案件) について ・結果	(議案4)  (審議概要)

## 令和5年度第1回東京都入札監視委員会出席者

## 委員会構成員

(五十音順・敬称略)

委員長	日本大学総合科学研究所客員教授	有川博
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小見康夫
委員	公認会計士	片桐春美
委員	弁護士	木下潮音
委員	東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授	小池孝子
委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斉藤徹史
委員	(元)品川リフラクトリーズ(株)代表取締役副社長	仲田裕一
委員	弁護士	原澤敦美
委員	東京大学大学院工学系研究科教授	堀田昌英
委員	弁護士	松本はるか
委員	弁護士	森岡誠

## 都側職員

財務局 経理部長	五十嵐律
財務局 契約調整担当部長	須藤哲
財務局 経理部 契約調整担当課長	臼田多郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	米倉進
財務局 経理部 電子調達担当課長	今村貴博
財務局 経理部 契約第一課長	荒山英之

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和5年11月15日（水）	議案番号	1
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和5年度東京都入札監視委員会第1回制度部会審議結果 （公開審議案件）について		
審議事項	部会の結果について次のとおり報告する。  （1）結果について 別紙審議概要のとおり		

令和5年度 東京都入札監視委員会第1回制度部会 審議概要

開催日及び場所	令和5年6月27日（火） 東京都庁第一本庁舎第二入札室
出席委員	<p>東京大学大学院工学系研究科教授 堀田昌英                  愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 斉藤徹史                  （元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長 仲田裕一                  弁護士（五十嵐・渡辺・江坂法律事務所） 原澤敦美                  （敬称略・計4名）</p>
審議事項	WTO工事における低入札価格調査について
議案の概要	WTO工事における低入札価格調査について、検討の背景や新たな調査方法の概要等について説明を受けた。
委員会による審議結果報告	委員からの意見を踏まえて、今後の制度設計に生かしていくよう、引き続き事務局において検討を進めることとする。
事務局からの報告	事務局案の説明を行った。
委員からの意見等の概要	<p><b>【委員からの質問等】</b>                  WTO工事案件を今回見直すということだが、WTO工事以外に広げることについて今後検討されるのか。</p> <p><b>【事務局の回答】</b>                  特例政令で「WTO案件に最低制限価格制度は適用しない」となっていることへの対応であり、WTO工事以外への検討はしていない。</p> <p><b>【委員からの質問等】</b>                  数値的失格基準をなくして調査の幅を広げる今回の変更は、よりWTO協定の趣旨に沿うため、是非、進めていただきたい。</p> <p>そのうえで、求める追加資料の負担が大きいと、該当者がその提出を諦めて入札を辞退してしまう可能性があるため、どの程度の追加資料を求めるかは、今回の変更目的とのバランスで検討していただきたい。</p> <p><b>【事務局の回答】</b>                  追加の資料について、通常の調査票と重複する項目がないようにするなど気をつけていきたい。</p> <p><b>【委員からの質問等】</b>                  ほかの事業者が、今後の対応を考える上で、調査結果について具体的にどういったことが起きたのか、どういう問題があったのかということについてオープンにする仕組みが必要だと思う。</p> <p><b>【事務局の回答】</b>                  当該事業者に対しては、調査票の確認結果等を伝えることはしているので、少なくともその方については、駄目だった理由が分かるようにしている。</p>

	<p><b>【委員からの質問等】</b></p> <p>今回新たに適用基準に該当した場合、その調査の段階で、その履行可能性等に疑義が生じた場合、それで契約しないという結論に至った理由についてもやはり同様に、応札者に対して告知をするのか。</p> <p><b>【事務局の回答】</b></p> <p>そのように考えている。調査票の不足や不備等について、伝えていくようにしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
[その他]	
特になし	

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和5年11月15日（水）	議案番号	2
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和5年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果 （定例審議案件）について		
審議事項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙2-1のとおり</p> <p>（2）結果について 別紙審議概要のとおり</p>		

# 令和5年度東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 定例事案等の抽出について

(別紙2-1)

## 1 談合情報処理に係る事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第6号、東京都入札監視委員会運営要領第七  
 (2)対象事案 2(2)の期間に談合情報処理を行った事案  
 以上に該当する1事案を対象とする。(議案1)

## 2 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二  
 (2)対象事案 令和4年度の4月1日から6月30日までに契約した工事件  
 (3)事案抽出方針  
 ア 高額・高落札率事案  
 イ 1者入札事案  
 ウ 低入札価格調査事案  
 エ 同一事業者による長期継続受注事案  
 オ 社会的注目事案

## 3 定例事案の対象

上記2により、次の5事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
2	高額・高落札率1者入札	下水道局	下水道局	03-53001	一般競争入札	設備工事	焼却設備	八王子水再生センター汚泥焼却設備再構築工事	令和4年4月1日	令和9年3月8日	事後公表	5,079,954	4,673,558	5,060,000	5,106,442	99.60	1	1	1	月島機械株式会社			
3	1者入札	警視庁	警視庁	03-72069	希望制指名競争入札	設備工事	発電設備	警視庁中野庁舎改修発電設備工事	令和4年4月28日	令和6年5月17日	事後公表	281,413	258,030	276,100	404,800	98.11	5	5	1	あきら株式会社※			
4	1者入札	生活文化スポーツ局	生活文化スポーツ局	04-18004	希望制指名競争入札	土木工事	河川工事	令和4年度海の森水上競技場水上施設等改修工事	令和4年6月10日	令和4年10月24日	事前公表	46,893	41,740	45,954		97.99	3	3	1	株式会社アクアスペース			
5	1者入札	財務局	産業労働局	04-00043	希望制指名競争入札	設備工事	拡声装置	東京国際フォーラム(4)ホールAほか舞台音響設備改修工事	令和4年6月21日	令和5年2月28日	事後公表	277,134	253,943	272,309	268,763	98.25	4	10	1	ヤマハサウンドシステム株式会社			
6	1者入札長期受注	水道局	水道局	04-00063	特命随意契約	設備工事	発電設備	東村山浄水場常用発電設備ガスタービン等補修工事	令和4年6月3日	令和5年1月10日	事後公表	70,300		70,290	82,135	99.98		1	1	株式会社カワサキマシンシステムズ			

※あきは正式には日の下に立(昱)

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和5年6月29日（木） 都庁第一本庁舎南塔33階 特別会議室S1			
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 松本 はるか 弁護士 森岡 誠 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	0件	1件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案1>			
	Q 一連の契約に関してヒアリングをした際に、事業者と打合せをしたことを示す資料があるが、開札前に個別の事業者と打合せをすることがあるのか。	A 当該の資料は、先行した契約の受注者である事業者と打合せを行ったことを指しており、開札前に個別の事業者と打合せすることは無い。		
委員会による報告又は意見の具申	「 <a href="#">東京都入札監視委員会第一監視部会委員の意見について</a> 」のとおり。			
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年6月30日			
抽出案件計	5件	(備考)		
一般競争	1件			
指名競争	3件			
随意契約	1件			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案2>（高額・高落札率事案）（一者入札事案） 八王子水再生センター汚泥焼却設備再構築工事[一般競争入札]			
	Q 継続的に利用している設備の再構築等において、当初の受注者のみが参加する1者入札や高落札になることが多く見受けられるが、本件においても落札者は当初受注者だったのか。 また、なぜ1者のまま入札を進めたのか。	A 仕様書で一定の性能を指定しているが、本件の仕様を満たす焼却炉は4者が製造可能であり、それ以外の者もそれらの焼却炉を調達して参入することは可能であった。特に受注者が有利であったとは考えていない。 本件は予定価格が約50億円の案件であ		

	り、価格的に一般競争入札により行ったため、任意指名で追加はしていない。
Q 焼却設備をコントロールするシステムを受注者が設置していて、受注者が有利になるような事情は無いか。	A 制御設備の設置者は別の事業者である。なお、制御のための運転管理委託の受託者であるJVには本件の受注者が参加しているが、そのことは本件の受注者のみが有利であることを示すものではない。
Q 契約金額が約50億円とのことで、見積りにそれなりの時間もかかると思うが、公報掲載日から希望申請期間の末日までの2週間で見積りを行うのか。	A 一般競争入札における手続きとしては、希望申請期間は入札参加者に手を挙げていただく期間であり、参加資格の確認結果通知により、参加ができることが確定する。 通知を受け取った参加者は、通知後に細かい積算を行って開札を迎える手続きの流れとなっている。
Q 本件のような焼却設備等の案件は、競争性が働かなくなるような構造的な問題はないか。	A 発注者としても様々なメーカーが参入できるよう努めており、例えば、本件においては、設置する焼却炉の半分の能力の施工実績があれば参加できるようにするなど、競争性の確保に取り組んでいる。
<b>&lt;議案3&gt; (1者入札事案) 警視庁中野庁舎改修発電設備工事[希望制指名競争入札]</b>	
Q 技術的に履行が困難として辞退する事業者がいるなか、契約締結後に受注者が履行できないから高額の変更を要望した点についてどう考えるか。	A 設計時に、発電機本体の収まりに関して配慮はしていたが、ファンやダクトも含めた収まりも含めた検討が、もう少し必要であったと考えている。
Q 契約変更は、受注者からの申し出で契約金額を上げたのか。	A 詳細な立体的な図面で検討した結果、どうしても収まらないことが分かったので、契約変更に至った。 騒音規制をクリアするために必要となった消音器の金額が一番大きなウエイトを占めており、金額は、改めて三者から見積りを取り、内容を精査した上で、受注者と協議し変更金額を決定した。
Q 本件では40%近く増額しているが、契約変更で増額するに当たり、金額の適正さを担保するルールがあるのか。	A 受注者と、どういう仕様が必要になるか協議し、都が当初の設計と同じやり方で都の積算単価等により積算した上で、当初落札率を乗じて金額を算出し、受注者に提示する仕組みである。

<p>意見：発注に当たっては、より適切な発注条件を定めていただきたい。</p> <p>また、金額も大きく上昇する大幅な設計変更の際は、適切な価格を担保するよう検討されたい。</p>	
<p>&lt;議案4&gt;（1者入札事案） 令和4年度海の森水上競技場水上施設等改修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 受注者は、本競技施設を当初施工した際に関わった業者ではないのか。</p>	<p>A 当初施工した際のJV構成員及び下請け業者ではなく、関連はない。</p>
<p>Q 工事内容を見ると施工の困難さなどほとんど見いだせないが、技術者の配置困難以外の特別な理由は考えられるか。</p>	<p>A 技術的に困難なものは特にないと考えているが、操舵標識などを知識として精通している業者が少ないのではないかとと思う。</p>
<p>Q 予定価格を事前公表にした理由は、なぜか。</p> <p>公表された予定価格が期待していたより低いために参加者が辞退した等、辞退理由と予定価格との関係で、発注者側の考えはあるか。</p>	<p>A 現在都は低価格帯の工事では、予定価格を事前公表することになっており、本件は土木業種で3.5億円未満なので事前公表で行った。</p> <p>価格と施工内容については問題ないと考えているが、操舵標識などの知識が必要になってくるのが、忌避された原因かと想像する。</p>
<p>&lt;議案5&gt;（1者入札事案） 東京国際フォーラム（4）ホールAほか舞台音響設備改修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 受注者は、音響設備メーカーの立場でもあるようだが、入札に当たり都としてはどのように考えているのか。</p>	<p>A 中小企業の受注機会の確保という観点から、通常、メーカーが大企業の場合には参加制限を付することがあるが、中小企業がメーカーで、かつ、工事業者である場合には、メーカーであるという理由だけで入札から排除することはせず、基本的に参加を認めている。</p>
<p>Q 受注者は、巨大な企業集団に属しているが、受注者単体だけを見て中小企業と判断するのか。</p> <p>また、中小企業の子会社が受注して、大企業の親会社に下請けに出したり、親会社とJVを組んで入札参加したりすることを排除していないのか。</p>	<p>A 受注者単体で、中小企業法に基づく中小企業に該当するか判断している。</p> <p>グループ企業に下請けに出すことを排除していないが、一括下請けは建設業法で禁止されている。</p> <p>グループ傘下に入っている事業者は、JVを組めない参加条件にしている。</p>

<p>Q 改修対象の音響システムのメーカーは、受注者のものなのか。</p>	<p>A 落札者を含めた数社の製品で構成されており、システム間の調整が必要な部分もあるが、全ての製品が同じメーカーである必要はない。</p>
<p>Q 参加者の辞退理由で、受注者から入手できなかったとあるが、発注者としては仕方ないという考えか。</p>	<p>A 発注者としては、製品の流通状況を正確に把握するのは難しく、各社の営業戦略もあり、一律に規制するものではないと考える。</p>
<p>&lt;議案6&gt; (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) 東村山浄水場常用発電設備ガスタービン等補修工事[特命随意契約]</p>	
<p>Q 特命随意契約で発注しているが、毎年毎年、相当額の補修費を払っており、競争性の点での改善について、どう考えているか。</p>	<p>A 本件のガスタービンエンジンは航空機と同様のものであり、自動車用エンジン等の大量生産されているものと違って、各メーカーの独自技術は秘匿されている。他社がメンテナンスできないし、他社への部品供給もしていない。 エンジンの機能を確保することを目的に、確実に補修、点検できる受注者に特命で発注している。</p>
<p>Q 本件のガスタービンを設置する際に、後に絶対に必要なメンテナンスを考慮し、将来コストを見積もりを取って想定していたのか。</p>	<p>A 発注した当時、そういう作業をしっかりやって検討していると思うが、古い設備のため、現時点では資料が残っていない。 また、本件以降設置した常用発電設備では、社会情勢等を考えてPFI事業で設置した。</p>
<p>Q 契約変更で増額されているが、変更理由はどのようなものか。</p>	<p>A 工場に持ち帰って分解点検をし、各製品の状況確認を行うが、当初の想定よりも製品の劣化が著しく、交換が必要な部品が増えたため、増額になっている。</p>
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案2から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和5年11月15日（水）	議案番号	3
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和5年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果 （定例審議案件）について		
審議事項	<p>部会の結果について次のとおり報告する。</p> <p>（1）定例審議対象事案の抽出方法及び件名等について 別紙3-1のとおり</p> <p>（2）結果について 別紙審議概要のとおり</p>		

# 令和5年度東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 定例事案の抽出について

(別紙3-1)

## 1 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2)対象事案 令和4年度の7月1日から9月30日までに契約した工事案件
- (3)事案抽出方針
  - ア 高額事案
  - イ 高落札率事案
  - ウ 1者入札事案
  - エ 低入札価格調査事案
  - オ 同一事業者による長期継続受注事案
  - カ 社会的注目事案

## 2 定例事案の対象

上記1により、次の5事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	一者中止再発注	不調再発注
1	同一事業者による長期継続受注事案	警視庁	警視庁	04-00128	希望制指名競争入札	土木工事	道路標示塗装	時間制限駐車区間溶融式道路標示塗装等工事(1)	2022/09/02	2023/01/20	事前公表	11,873	10,534	11,635	11,492	97.99	2	10	1	菊水建設株式会社			
2	高額事案	財務局	港湾局	04-00023	一般競争入札	土木工事	一般土木工事	令和4年度中央防波堤外側外貿コンテナふ頭岸壁地盤改良工事(その3)	2022/07/01	2023/03/16	事後公表	660,154	603,710	603,710	613,041	91.44	60	60	58	みらい建設工業株式会社			
3	1者入札事案	財務局	港湾局	04-00275	希望制指名競争入札	土木工事	河川工事	令和4年度伊豆諸島ケーソン製作工事(その2)	2022/09/16	2023/3/16	事後公表	367,290	337,906	360,800	-	98.23	1	10	1	あおみ建設株式会社			
4	高落札事案 1者入札事案	財務局	財務局	04-00234	希望制指名競争入札	土木工事	一般土木工事	都道拡幅に伴う解体・移設等工事	2022/08/30	2022/12/23	事前公表	16,324	14,662	16,324	21,417	100.00	2	10	1	紳栄建設株式会社			
5	高落札事案 1者入札事案	建設局	建設局	04-00093	希望制指名競争入札	設備工事	消火設備	上野動物園両生爬虫類館外1か所消防設備改修工事	2022/07/29	2023/02/28	事前公表	18,552	16,575	18,552	18,888	100.00	17	10	1	大迫工業株式会社			

東京都入札監視委員会 第1回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和5年9月20日(水) 都庁第一本庁舎北側33階 特別会議室N6	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博(部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史※ 公認会計士 片桐春美※ 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子※ 計4名(敬称略) ※印の委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和4年7月1日～令和4年9月30日	
抽出案件計	5件	(備考)
一般競争	1件	
指名競争	4件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<b>&lt;議案1&gt;(同一事業者長期継続受注事案)</b> <b>時間制限駐車区間溶融式道路標示塗装等</b> <b>工事(1)[希望制指名競争入札]</b>	
	Q 工事がそれほど特殊とは考えにくい中、なぜほかの希望者がいない状況なのか。	A 道路の中央線や路側帯の塗装と比べ、枠形の塗装であることから機械の取り回しや場所に応じた寸法管理などが異なっており、同じ塗装延長に対して作業工程を鑑み、効率性重視で考えると希望者が少なくなってしまうのではないかと考えている。
	Q より多くの業者が入札して適正な競争が働くようにどのようなことが取組可能だと考えているか。	A 作業を行う際、道路交通法に基づく道路使用許可が必要となるが、その際に必要となる作業帯や交通誘導員の計画について、区間や期間を多くするなどの検討を重ねていく。
	Q 同種の契約は年間何契約あるのか。またその落札状況はどうか。	A 年間多い時で2件、少ない時で1件となっている。過去5年の落札状況は平成30年度1件目が本件受注者、2件目は別業者が落札、令和元年度以降は1件ないし2件の発注だが、いずれも本件受注者が落札している。
Q 同一事業者が長期にわたり受注しているものについて予定価格を事前公表することについてどう考えるか。	A 都においては、予定価格が低いものについては事前公表としているが、ご指摘のとおり、長期にわたり同一事業者が受注している状況でもあるので、競争性を確保するような方向性をとるべきと考えている。	

<p>意見：競争性を高めるための対策を取るとともに受注可能業者にその情報を周知いただきたい。</p> <p>予定価格の事前公表については、機械的に適用するのではなく、個々の工事ごとに事前公表していいのか常に検討検証していただきたい。</p>	
<p>&lt;議案2&gt; (高額事案) 令和4年度中央防波堤外側外貿コンテナふ頭岸壁地盤改良工事(その3) [一般競争入札]</p>	
<p>Q その1からその5までの応札者数は何者か。</p>	<p>A その1が49者、その2が58者、その3は本件、その4が56者、その5が57者。</p>
<p>Q なぜ、50者を超える数になったと考えているか。</p>	<p>A 今回の工事は陸上の地盤改良工事であり、施工場所が中央防波堤外側という住民もいない交通もないという施工上の制約が少ないこと、工事も地盤改良という一つの工種だけということで非常に施工がしやすかったためと考えている。</p>
<p>Q WTO案件における低入札価格調査での数値的失格基準は最低制限価格に近い運用とならざるを得ない状況だがどう考えるか。</p>	<p>A WTO案件に係る低入札調査の制度の運用については、協定の趣旨を踏まえ、今年度8月1日からの公表案件について見直しを行っている。具体的には、それまでの数値的失格基準という形をとることなく、入札金額が一定水準を下回る場合に追加の調査票を求め、調査を行っていくというもの。</p>
<p>Q 多くの入札者が調査基準価格を下回り無効となったことについてどう考えるか。</p>	<p>A 数値的失格基準以外に調査票未提出により落札者とならなかったものについては、ダンピング対策という観点から低入札調査を非常に厳密に行っている実績や調査票作成の負担ということから事業者側から辞退されたものと考えており、ダンピング対策をしっかりやっていくという方向性から考えると必ずしも悪いものではないと考えている。</p>
<p>Q あまりにも同じような価格帯、100万円の中に数万円、数千円刻みで数十者が入っていることについて、どう分析しているか。</p>	<p>A 工事の積算は港湾局積算基準等、公表資料で細かく歩掛が示されており、条件が一緒のため、入札金額が近くなるのは積算基準に基づき積み上げていった結果と考える。</p>

<p>意見：低入札価格調査について、調査基準価格を下回った業者が調査票提出を辞退する状況を丁寧に分析し、実質的に最低制限価格と同じような機能を果たすことのないよう問題意識をもって運用状況を分析いただきたい。</p>	
<p>&lt;議案3&gt; (一者入札事案) 令和4年度伊豆諸島ケーソン製作工事 (その2) [希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 入札参加条件の浮きドック台船の所有または保有とはどういうものか。自己で所有していなくても良いのか。</p>	<p>A 実際に台船を持っているものを所有、台船を使う権利があるものを保有としている。</p>
<p>Q 4, 500t級以上の台船の所有または保有となると業者が限られてくるのではないかと思うが、条件を満たす業者は何者か。</p>	<p>A 都の入札参加資格を有する者において、27者いることを確認している。</p>
<p>Q 競争性を確保する工夫として、たとえば長期的な発注計画を示したりしているか。</p>	<p>A 年間の発注予定を前年度末頃に公表している。修正があれば途中で修正することはあるが、かなり前から出している。</p>
<p>Q 他の製作工事の入札状況及び落札者は本件と同じとっていないか。</p>	<p>A 同様に1者応札となっているが、落札者は違う会社である。</p>
<p>Q 所有の場合、自分のものだから費用はかからないが、保有の場合、賃料が発生するが、所有または保有と一括りにしてしまうと積算が難しいのではないか。</p>	<p>A 台船は特殊な機械のため、積算基準に基づき見積等をとって1日当たりの損料をもとに積算している。</p>
<p>Q 希望が1者のみで、なぜこの者以外希望してこないのかについて、どう分析しているか。</p>	<p>A ヒアリングをしているが、理由としていただいているのが技術者不足とのことで、さらに分析したいところではあるが、それ以上は難しいというのが実情。</p>
<p>Q 参加条件を満たす27者から希望1者以外に9者を指名しているが、どのように選んだのか。</p>	<p>A 任意選定にあたってはこれまでの契約実績や地理的な条件を見ながら選定している。</p>
<p>意見：中長期的な計画を公表するなど入札参加者が受注計画を立てやすい環境づくりについて工夫いただきたい。 技術者不足との辞退理由について、より詳細な原因分析を行い、競争性を確保する工夫をしていただきたい。 任意選定にあたり業者を数合わせに</p>	

	選んでいるだけとならぬよう、検討の余地があるか考えていただきたい。	
	<p>&lt;議案4&gt; (一者入札・高落札率事案) 都道拡幅に伴う解体・移設等工事 [希望制指名競争入札]</p>	
Q	契約金額が3割程度増えているが、どの程度予見できていたのか。	A 本件においては、もともとの所有者とのコミュニケーションが難しい状況であり、中を十分に把握してから発注できる状況になく、この状況が現場としては限界と判断して発注した。
Q	実際に工事に取りかかるまでは中を見せてもらうことは不可能なのか。	A 法律上、そういった権限が与えられているわけではなく、立ち入りは協力なくは難しい。
Q	希望2者のうち1者は辞退しているが理由はどう分析しているか。	A 配置予定技術者の配置が困難になったということで、具体的にはコロナの感染もあり体調が万全にならず配置ができないとの説明をいただいている。
Q	予定価格の事前公表については基準の価格より低いということ機械的に設定しており、個々の工事ごとに事前公表していかどうかの検証は特にやっていないという理解で良いか。	A 現状、具体的には建築4.4億円、土木3.5億円、設備2.5億円を下回っているかどうかで運用している状況。
	意見：対象地所有者とのコンタクト、コミュニケーションを取り、可能な限り設計条件を事前に詰めるよう努めていただきたい。	
	<p>&lt;議案5&gt; (一者入札・高落札率事案) 上野動物園両生爬虫類館外1か所消防 設備改修工事 [希望制指名競争入札]</p>	
Q	17者希望があったが結果的に1者応札となってしまったことについて、17者を10者に絞ったことを振り返ってどう考えるか。また、発注図書に不明確な部分があったとの辞退理由をどう捉えているか。	A 指名選定にあたっては工事实績と地理的条件等を勘案しルールに基づき合理的な選定を行ったと考えている。 発注図書については改めて図面なども確認したところでは、特に不明確な部分は見受けられなかったが、今後もより良い図面づくりに努める。

	<p>Q 希望制指名競争入札において17者希望してきた際に全者指名することはできないのか。</p>	<p>A 多くの入札参加者により競争性、透明性を高めるため、高価格帯については一般競争入札を採用している一方、地元中小企業の受注機会確保、建設業界の健全な発展を促すといった観点とバランスを取りながら低価格帯においては希望制指名競争入札により、多くの希望者があった際には地元中小を優先して選定していくとの考え方に立っている。</p>
	<p>意見:設計図書が不明確との辞退理由については次の入札における競争性の確保につながるようヒアリングをしっかりと行っていただきたい。</p> <p>10者を超える希望者から10者を選定するにあたっては、案件の特性を踏まえ、柔軟に指名できるなど競争性が確保できるよう検討いただきたい。</p>	
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案1から議案5までについて、入札契約手続はルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。</p>	

## 東京都入札監視委員会（議案）

開催日	令和5年11月15日（水）	議案番号	4
所管部署	財務局経理部総務課		
議案	令和5年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果 （談合情報処理審査案件）について		
審議事項	部会の結果について次のとおり報告する。  （1）結果について 議案4別紙審議概要のとおり		

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和5年6月29日（木） 都庁第一本庁舎南塔33階 特別会議室S1			
委員	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授 小見 康夫（部会長） 弁護士 木下 潮音 弁護士 松本 はるか 弁護士 森岡 誠 計4名（敬称略） ※各委員はオンラインによる参加			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	0件	1件	1件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案1>			
	Q 一連の契約に関してヒアリングをした際に、事業者と打合せをしたことを示す資料があるが、開札前に個別の事業者と打合せをすることがあるのか。	A 当該の資料は、先行した契約の受注者である事業者と打合せを行ったことを指しており、開札前に個別の事業者と打合せすることは無い。		
委員会による報告又は意見の具申	「 <a href="#">東京都入札監視委員会第一監視部会委員の意見について</a> 」のとおり。			
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年6月30日			
抽出案件計	5件	(備考)		
一般競争	1件			
指名競争	3件			
随意契約	1件			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案2>（高額・高落札率事案）（一者入札事案） 八王子水再生センター汚泥焼却設備再構築工事[一般競争入札]			
	Q 継続的に利用している設備の再構築等において、当初の受注者のみが参加する1者入札や高落札になることが多く見受けられるが、本件においても落札者は当初受注者だったのか。 また、なぜ1者のまま入札を進めたのか。	A 仕様書で一定の性能を指定しているが、本件の仕様を満たす焼却炉は4者が製造可能であり、それ以外の者もそれらの焼却炉を調達して参入することは可能であった。特に受注者が有利であったとは考えていない。 本件は予定価格が約50億円の案件であ		

	り、価格的に一般競争入札により行ったため、任意指名で追加はしていない。
Q 焼却設備をコントロールするシステムを受注者が設置していて、受注者が有利になるような事情は無いか。	A 制御設備の設置者は別の事業者である。なお、制御のための運転管理委託の受託者であるJVには本件の受注者が参加しているが、そのことは本件の受注者のみが有利であることを示すものではない。
Q 契約金額が約50億円とのことで、見積りにそれなりの時間もかかると思うが、公報掲載日から希望申請期間の末日までの2週間で見積りを行うのか。	A 一般競争入札における手続きとしては、希望申請期間は入札参加者に手を挙げていただく期間であり、参加資格の確認結果通知により、参加ができることが確定する。 通知を受け取った参加者は、通知後に細かい積算を行って開札を迎える手続きの流れとなっている。
Q 本件のような焼却設備等の案件は、競争性が働かなくなるような構造的な問題はないか。	A 発注者としても様々なメーカーが参入できるよう努めており、例えば、本件においては、設置する焼却炉の半分の能力の施工実績があれば参加できるようにするなど、競争性の確保に取り組んでいる。
<b>&lt;議案3&gt; (1者入札事案) 警視庁中野庁舎改修発電設備工事[希望制指名競争入札]</b>	
Q 技術的に履行が困難として辞退する事業者がいるなか、契約締結後に受注者が履行できないから高額の変更を要望した点についてどう考えるか。	A 設計時に、発電機本体の収まりに関して配慮はしていたが、ファンやダクトも含めた収まりも含めた検討が、もう少し必要であったと考えている。
Q 契約変更は、受注者からの申し出で契約金額を上げたのか。	A 詳細な立体的な図面で検討した結果、どうしても収まらないことが分かったので、契約変更に至った。 騒音規制をクリアするために必要となった消音器の金額が一番大きなウエイトを占めており、金額は、改めて三者から見積りを取り、内容を精査した上で、受注者と協議し変更金額を決定した。
Q 本件では40%近く増額しているが、契約変更で増額するに当たり、金額の適正さを担保するルールがあるのか。	A 受注者と、どういう仕様が必要になるか協議し、都が当初の設計と同じやり方で都の積算単価等により積算した上で、当初落札率を乗じて金額を算出し、受注者に提示する仕組みである。

<p>意見：発注に当たっては、より適切な発注条件を定めていただきたい。</p> <p>また、金額も大きく上昇する大幅な設計変更の際は、適切な価格を担保するよう検討されたい。</p>	
<p>&lt;議案4&gt;（1者入札事案） 令和4年度海の森水上競技場水上施設等改修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 受注者は、本競技施設を当初施工した際に関わった業者ではないのか。</p>	<p>A 当初施工した際のJV構成員及び下請け業者ではなく、関連はない。</p>
<p>Q 工事内容を見ると施工の困難さなどほとんど見いだせないが、技術者の配置困難以外の特別な理由は考えられるか。</p>	<p>A 技術的に困難なものは特にないと考えているが、操舵標識などを知識として精通している業者が少ないのではないかとと思う。</p>
<p>Q 予定価格を事前公表にした理由は、なぜか。</p> <p>公表された予定価格が期待していたより低いために参加者が辞退した等、辞退理由と予定価格との関係で、発注者側の考えはあるか。</p>	<p>A 現在都は低価格帯の工事では、予定価格を事前公表することになっており、本件は土木業種で3.5億円未満なので事前公表で行った。</p> <p>価格と施工内容については問題ないと考えているが、操舵標識などの知識が必要になってくるのが、忌避された原因かと想像する。</p>
<p>&lt;議案5&gt;（1者入札事案） 東京国際フォーラム（4）ホールAほか舞台音響設備改修工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 受注者は、音響設備メーカーの立場でもあるようだが、入札に当たり都としてはどのように考えているのか。</p>	<p>A 中小企業の受注機会の確保という観点から、通常、メーカーが大企業の場合には参加制限を付することがあるが、中小企業がメーカーで、かつ、工事業者である場合には、メーカーであるという理由だけで入札から排除することはせず、基本的に参加を認めている。</p>
<p>Q 受注者は、巨大な企業集団に属しているが、受注者単体だけを見て中小企業と判断するのか。</p> <p>また、中小企業の子会社が受注して、大企業の親会社に下請けに出したり、親会社とJVを組んで入札参加したりすることを排除していないのか。</p>	<p>A 受注者単体で、中小企業法に基づく中小企業に該当するか判断している。</p> <p>グループ企業に下請けに出すことを排除していないが、一括下請けは建設業法で禁止されている。</p> <p>グループ傘下に入っている事業者は、JVを組めない参加条件にしている。</p>

<p>Q 改修対象の音響システムのメーカーは、受注者のものなのか。</p>	<p>A 落札者を含めた数社の製品で構成されており、システム間の調整が必要な部分もあるが、全ての製品が同じメーカーである必要はない。</p>
<p>Q 参加者の辞退理由で、受注者から入手できなかったとあるが、発注者としては仕方ないという考えか。</p>	<p>A 発注者としては、製品の流通状況を正確に把握するのは難しく、各社の営業戦略もあり、一律に規制するものではないと考える。</p>
<p>&lt;議案6&gt; (1者入札事案) (同一事業者による長期受注事案) 東村山浄水場常用発電設備ガスタービン等補修工事[特命随意契約]</p>	
<p>Q 特命随意契約で発注しているが、毎年毎年、相当額の補修費を払っており、競争性の点での改善について、どう考えているか。</p>	<p>A 本件のガスタービンエンジンは航空機と同様のものであり、自動車用エンジン等の大量生産されているものと違って、各メーカーの独自技術は秘匿されている。他社がメンテナンスできないし、他社への部品供給もしていない。 エンジンの機能を確保することを目的に、確実に補修、点検できる受注者に特命で発注している。</p>
<p>Q 本件のガスタービンを設置する際に、後に絶対に必要なメンテナンスを考慮し、将来コストを見積もりを取って想定していたのか。</p>	<p>A 発注した当時、そういう作業をしっかりやって検討していると思うが、古い設備のため、現時点では資料が残っていない。 また、本件以降設置した常用発電設備では、社会情勢等を考えてPFI事業で設置した。</p>
<p>Q 契約変更で増額されているが、変更理由はどのようなものか。</p>	<p>A 工場に持ち帰って分解点検をし、各製品の状況確認を行うが、当初の想定よりも製品の劣化が著しく、交換が必要な部品が増えたため、増額になっている。</p>
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>	<p>議案2から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>

令和5年9月5日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都入札監視委員会第一監視部会

部会長 小見 康夫

東京都入札監視委員会第一監視部会委員の意見について

令和5年6月29日に開催した東京都入札監視委員会第一回第一監視部会において意見交換を行った談合情報の処理に係る手続について、部会委員から改善すべき意見が出されましたので、別紙のとおり報告します。

議案1 談合情報処理に係る事案に関する各委員の発言

○木下 潮音 委員

今回は、現行のルールに則った手続が行われていることは確認できるが、官製談合に関する案件については、第三者性のある検討機関が必要であり、ルール自体の見直しをすることがよい。

○松本 はるか 委員

本件は、官製談合的な指摘を受けているにもかかわらず、当該部署で談合情報を入手した上で調査をしており、公正性や中立性という視点から考えると、手続的に不適切であり、疑問がある。

○森岡 誠 委員

官製談合が疑われるときに、発注側が直接これを処理するのは中立性が確保しにくい。官製談合に関する情報が入った場合には少なくとも当該部署の内部で処理するのではなく、財務局又は第三者を関与させることが必要になってくると考える。